財團法人 協調會名古屋出張所

解決條件

一、六月二十四日會社側が從業員中根富男外六名ニ對シ申渡タル臨時休業ヲ取消シ、即時（七月四日ヨリ）就業セシメ、六月廿五日ヨリ六月廿八日迄ノ支給スルコト

二、會社ノ都合ニ因リ臨時休業ヲナス場合ハ日給全額支給スルコト
但シ暫時毎日曜日祭日ヲ公休日ト定ム

三、賃銀ヲ一割値上（七月分ヨリ）スルコト

四、就業時間ハ就業規則ニヨリ改正スルコト（午前七時ヨリ午后六時マデ休憩時間一時間從來ハ三十分）
但シ日給ハ從來ノ賃銀ニ其ノ百分ノ一ヲ加算シ一人ニトス

五、食堂、休憩室、更衣室並便所ノ增設ヲ爲スコト

六、皆勤賞與トシテ日給一日分ヲ支給スルコト

七、年二回（六月及十二月）最低金三錢以上定期昇給スルコト

八、徵兵檢查及簡閱點呼應召ノ場合ハ其ノ所要期間ニ對シ日給全額支給スルコト